

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 相続税・贈与税関係の措置法通達の改正

**Q** : 相続税・贈与税関係の措置法通達が改正されたようですが、改正の内容を教えてください。

**A** : 平成13年度の税制改正を受けたもので、小規模宅地特例や住宅取得資金贈与特例に関する取扱いなどが定められています。

### 【解説】

平成13年度の改正では、小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例に係る適用対象面積の拡充が行われました。改正通達ではこれに伴い、相続財産中に特例対象となる宅地等が2以上ある場合に、選択した宅地等が限度面積要件を満たすかどうかの判定をするための計算式についての改正が行われています。

次に、認定NPO法人に相続財産を贈与した場合の非課税措置も13年度の改正で創設されています。通達では、この特例の適用対象となる認定NPO法人は、相続財産の贈与時に認定法人となっているものに限定されることを留意的に規定しています。

また、住宅資金贈与特例については、非課税限度額の大幅引上げ、特例適用対象住宅の要件改正等が行われたことを受け、初めて取扱い通達が整備されることになり、18項目が新設されています。この通達の大部分は、留意的事項を示したものとなっています。

その他、納税猶予特例の適用農地を一時的道路用地等に転用する場合の特例などについての改正を受けての通達も定められています。

